

新旧対照表

○政治倫理の確立のための千葉県知事の資産等の公開に関する条例施行規則（平成七年千葉県規則第九十七号）

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p>	<p>(趣旨)</p>
<p>第一条 この規則は、政治倫理の確立のための千葉県知事の資産等の公開に関する条例（平成七年千葉県条例第六十七号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>第一条 この規則は、政治倫理の確立のための千葉県知事の資産等の公開に関する条例（平成七年千葉県条例第六十七号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(株券の範囲)</p>	<p>(株券の範囲)</p>
<p>第二条 条例第二条第一項第五号の規則で定める株券は、資本金の額が一億円以上の株式会社の株券、金融商品取引所に上場されている株券又は店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録されている株券とする。</p>	<p>第二条 条例第二条第一項第五号の規則で定める株券は、資本金の額が一億円以上の株式会社の株券、金融商品取引所に上場されている株券又は店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録されている株券とする。</p>
<p>(有価証券の種類)</p>	<p>(有価証券の種類)</p>
<p>第三条 条例第二条第一項第五号の規則で定める種類は、国債証券、地方債証券、社債券、株券、金銭信託及びその他とする。</p>	<p>第三条 条例第二条第一項第五号の規則で定める種類は、国債証券、地方債証券、社債券、株券、金銭信託及びその他とする。</p>
<p>(自動車等の種類)</p>	<p>(自動車等の種類)</p>
<p>第四条 条例第二条第一項第六号の規則で定める種類は、次の各号の区分に応じ当該各号に掲げるものとする。</p> <p>一 自動車 普通自動車、小型自動車、軽自動車及びその他</p> <p>二 船舶 汽船、帆船及びその他</p> <p>三 航空機 飛行機、回転翼航空機、滑空機及びその他</p> <p>四 美術工芸品 絵画、彫刻、書、陶器、磁器、漆器、ガラス器、刀剣及びその他</p>	<p>第四条 条例第二条第一項第六号の規則で定める種類は、次の各号の区分に応じ当該各号に掲げるものとする。</p> <p>一 自動車 普通自動車、小型自動車、軽自動車及びその他</p> <p>二 船舶 汽船、帆船及びその他</p> <p>三 航空機 飛行機、回転翼航空機、滑空機及びその他</p> <p>四 美術工芸品 絵画、彫刻、書、陶器、磁器、漆器、ガラス器、刀剣及びその他</p>
<p>(資産等報告書)</p>	<p>(資産等報告書)</p>
<p>第五条 条例第二条第一項の資産等報告書は、別記第一号様式によるものとする。</p>	<p>第五条 条例第二条第一項の資産等報告書は、別記第一号様式によるものとする。</p>
<p>(資産等補充報告書)</p>	<p>(資産等補充報告書)</p>
<p>第六条 条例第二条第二項の資産等補充報告書は、別記第二号様式によるものとする。</p>	<p>第六条 条例第二条第二項の資産等補充報告書は、別記第二号様式によるものとする。</p>

(所得の金額)

第七条 条例第三条第一号ロの規則で定める所得の金額は、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第二十二号に規定する各種所得の金額（退職所得の金額及び山林所得の金額を除く。）のうち、租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）の規定により、所得税法第二十二号の規定にかかわらず、他の所得と区分して計算される所得の金額とする。

(所得等報告書等)

第八条 条例第三条の所得等報告書の作成は、所得等報告書（別記第三号様式）により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、条例第三条の所得等報告書の作成は、確定申告書の写しにより行うことができる。この場合において、同条第一号イ又はロに掲げる金額が百万円を超えるときは、その基因となった事実を付記しなければならない。

(関連会社等報告書)

第九条 条例第四条の関連会社等報告書は、別記第四号様式によるものとする。

(報告書の訂正)

第十条 条例第二条第一項の資産等報告書、同条第二項の資産等補充報告書、条例第三条の所得等報告書及び条例第四条の関連会社等報告書（以下これらを「報告書」という。）を訂正しようとする場合には、知事である者は、訂正届を作成し、訂正の箇所とその氏名及び訂正年月日を記載しなければならない。この場合において、記載事項を削除する訂正をするときは、当該削除に係る訂正前の記載事項を読むことができるようにしなければならない。

(報告書の閲覧)

第十一条 条例第六条第二項の規定による報告書の閲覧（以下「報告書の閲覧」という。）の請求は、当該報告書を作成すべき期間の末日の翌日から起算して六十日を経過する日の翌日から行うことができる。

2 報告書の閲覧は、知事が指定する場所で、執務時間中に行わなければならない。

(所得の金額)

第七条 条例第三条第一号ロの規則で定める所得の金額は、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第二十二号に規定する各種所得の金額（退職所得の金額及び山林所得の金額を除く。）のうち、租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）の規定により、所得税法第二十二号の規定にかかわらず、他の所得と区分して計算される所得の金額とする。

(所得等報告書等)

第八条 条例第三条の所得等報告書の作成は、所得等報告書（別記第三号様式）により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、条例第三条の所得等報告書の作成は、確定申告書の写しにより行うことができる。この場合において、同条第一号イ又はロに掲げる金額が百万円を超えるときは、その基因となった事実を付記しなければならない。

(関連会社等報告書)

第九条 条例第四条の関連会社等報告書は、別記第四号様式によるものとする。

(報告書の訂正)

第十条 条例第二条第一項の資産等報告書、同条第二項の資産等補充報告書、条例第三条の所得等報告書及び条例第四条の関連会社等報告書（以下これらを「報告書」という。）を訂正しようとする場合には、知事である者は、訂正届を作成し、訂正の箇所に押印するとともに、その氏名及び訂正年月日を記載しなければならない。この場合において、記載事項を削除する訂正をするときは、当該削除に係る訂正前の記載事項を読むことができるようにしなければならない。

(報告書の閲覧)

第十一条 条例第六条第二項の規定による報告書の閲覧（以下「報告書の閲覧」という。）の請求は、当該報告書を作成すべき期間の末日の翌日から起算して六十日を経過する日の翌日から行うことができる。

2 報告書の閲覧は、知事が指定する場所で、執務時間中に行わなければならない。

<p>3 報告書の閲覧をする者は、当該報告書を前項の場所以外の場所に持ち出すことができない。</p> <p>4 報告書の閲覧をする者は、当該報告書を丁重に取り扱うものとし、当該報告書について、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。</p> <p>5 知事は、前三項の規定に違反した者又は違反するおそれがあると認められる者に対し、報告書の閲覧を停止し、又は禁止することができる。</p> <p>6 前各項に定めるもののほか、報告書の閲覧に関し必要な事項は、知事が定める。</p>	<p>3 報告書の閲覧をする者は、当該報告書を前項の場所以外の場所に持ち出すことができない。</p> <p>4 報告書の閲覧をする者は、当該報告書を丁重に取り扱うものとし、当該報告書について、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。</p> <p>5 知事は、前三項の規定に違反した者又は違反するおそれがあると認められる者に対し、報告書の閲覧を停止し、又は禁止することができる。</p> <p>6 前各項に定めるもののほか、報告書の閲覧に関し必要な事項は、知事が定める。</p>
---	---